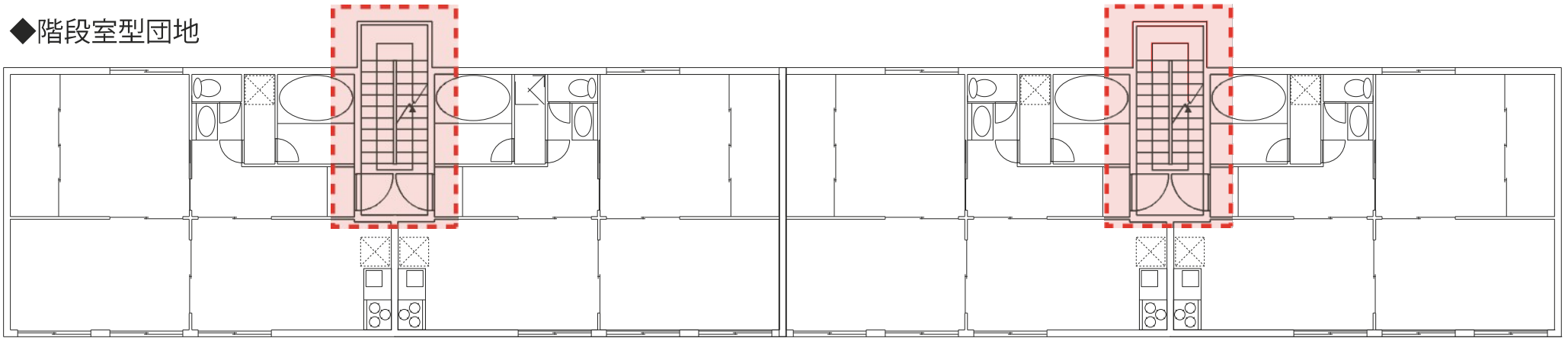


◆階段室型団地とは

1981年（昭和56年）5月31日以前に着工した住宅については、新耐震基準を満たすことがわかる耐震基準適合証明書などの書類の提出が必要です。
ただし、転居後の住居が階段室型団地の場合は、補助対象として取り扱い、耐震基準を示す資料の提出は不要とします。
階段室型団地とは、5階建以下の各住戸が階段室に直接面している団地です。
補助申請の際、「対象住宅の登記記録全部事項証明書」と「団地の平面図」を提出してください。

【図面 例】

◆階段室型団地



◆対象とはならない

